

## 第2章 歴史文化遺産の概要

### 1 指定等文化財の概要

米子市域に所在する指定等文化財は、国指定文化財 11 件、県指定文化財 20 件、市指定文化財 36 件、国登録有形文化財（建造物）17 件で合計 84 件、さらに記録選択文化財が国 2 件、県 1 件を数えます（令和 5 年 6 月末日現在）。

国指定文化財では重要文化財として石馬や後藤家住宅、史跡に妻木晩田遺跡（一部大山町）や上淀廃寺跡、米子城跡などがあり、遺跡・名勝地分野の記念物が 8 件と突出しています。また、県指定文化財として保護文化財・高田家住宅、無形文化財弓浜鉾などが指定されており、平成 16 年以降新指定が増加し、史跡を除き各分野まんべんなく認められます。市指定文化財としては有形文化財・米子市役所旧館、無形の民俗文化財・淀江さんこ節などが指定されています。指定件数を見ると、有形文化財では書跡・典籍の指定はないものの歴史資料 6 件を除けば、種別ごとに 2 件程度が認められます。無形文化財と民俗文化財では、有形の民俗文化財 2 件は顕著ですが、無形文化財と民俗文化財が淀江地域に集中しています。記念物では遺跡が 8 件と多い反面、名勝・天然記念物の指定は多くありません。なお、指定等文化財が集中している地区は、義方・就将・車尾と宇田川地区です。

以下、分野別に指定・登録文化財等の概要を述べます。

#### （1）有形文化財

##### ① 建造物

建造物に係る国重要文化財 1、県保護文化財 1、市有形文化財 2、国登録有形文化財（建造物）17 件があります。重要文化財として江戸時代の廻船問屋・後藤家住宅（主屋・一番蔵・二番蔵）、県保護文化財として高田家住宅（附家相図一枚）があり、市指定としては武家屋敷の旧小原家長屋門、近代化遺産としての米子市役所旧館と多様な建造物が指定されています。国登録有形文化財としては、旧米子市水源地旧ポンプ室ほか 17 棟が登録されており、登録基準は大半が「国土の歴史的景観に寄与しているもの」ですが、米子専門大店（原八十吉設計）、東光園本館（菊竹清訓設計）が「造形の規範となっているもの」と評価されているのは注目されます。

種別としては古民家・商家が指定されていますが、近世社寺建築の指定・登録がありません。一方、近代化遺産としては後述する歴史資料も含めて米子市役所旧館、旧日野橋などの保護が図られています。

##### ② 美術工芸品

美術工芸品については国重要文化財 2、県保護文化財 11、市有形文化財 16 件があります。以下種別ごとに記述します。

#### ア) 絵画

絵画としては、藩絵師片山楊谷の龍虎図屏風が県指定、画僧・嗒然作の朝比奈三郎、曾我五郎の草摺りを引く図（奉納額）、古曳盤谷筆龍之図天井画が市指定となっています。

#### イ) 彫刻

県指定は室町時代初期の木造十一面観音坐像、平安時代に遡る八幡神社の木造神像があり、市指定として安土桃山から江戸時代初期の八幡神社木造狛犬、境内狛犬としては県内最古（天明 4

年)の貴布禰神社石造唐獅子があり、数は多くはないものの時代・種類共に多様です。

### ウ) 工芸品

日本刀発祥の地にふさわしく、大神山神社所蔵の刀剣に重要文化財・短刀 銘備州長船住兼光(附金熨斗付合口拵)、県保護文化財・刀 無銘伝古伯耆物(附銀造糸巻太刀拵)、市有形文化財・太刀 銘安綱があります。その他、県保護文化財・鉄茶釜、市有形文化財・大谷家資料にも工芸品が含まれます。

### エ) 古文書

中世古文書としては、後醍醐天皇綸旨を含む相見家文書、山名・尼子氏文書を含む瑞仙寺文書、山陰歴史館所蔵長田家文書が県保護文化財に、近世文書としては瓊子内親王ゆかりの安養寺資料が市有形文化財となっていますが、指定数は多いとは言えません。

### オ) 工芸品及び古文書

竹島渡海に関わる大谷家資料が、工芸品及び古文書として指定されています。

### カ) 考古資料

重要文化財石馬、県保護文化財絵画土器、井手挾3号墳出土埴輪一括、上淀廃寺跡出土壁画・塑像、市指定有形文化財長砂経塚出土品、中山経塚出土品など、古代遺跡からの優れた出土品が顕著ですが、史跡の数に比べるとあまり多くはありません。

### キ) 歴史資料

県保護文化財としては、旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両(南部町にも所在)が鉄道の町・米子にふさわしい顕著な文化財です。市有形文化財としては、米子の歴史を物語る資料として米子城鯨、横田内膳墓碑および遺品、松南農兵隊関係遺品、水管橋(糶町・西倉吉町)、石馬顕彰碑、D51形蒸気機関車があります。多彩な分野を対象としており、指定数も比較的多い分野です。

## (2) 無形文化財

国指定はなく県指定2、市指定1件があります。工芸技術関係の県指定として、弓浜緋(保持団体:弓浜緋保存会)、革工芸(保持者:本池秀夫)があり、市指定としては淀江傘製造技術(保持団体:淀江傘伝承の会)があります。芸能関係での指定はありません。

## (3) 民俗文化財

国指定はなく、県指定3、市指定5件があります。

### ① 有形の民俗文化財

県指定は中海の藻葉を肥料とした特徴ある綿栽培用具(米子市・日吉津村)があります。市指定は2件あり、石像亀甲神社の道祖神神体、芋代官碑(4基)が、淀江あるいは弓浜地域の信仰の特性を表しています。

### ② 無形の民俗文化財

県指定2、市指定3件があります。このうち風俗慣習の県指定(記録選択)として、弓浜半島及び近隣地域のトンド、市指定の日吉神社神幸神事、上淀の八朔行事があります。民俗芸能の県指定として米子盆踊、市指定は淀江さんこ節があります。国指定はありませんが、鳥取県・島根県にわたる出雲・伯耆の荒神祭、上淀の八朔綱引きが国記録選択になっています。

## (4) 記念物

### ① 遺跡(史跡)

国指定が7件あり、県指定はありませんが市指定も8件あります。古代遺跡の存在が顕著な本市においては、明治時代から考古学が盛んであり、古代を中心とする遺跡の数も多いのが特徴です。国史跡としては、遺跡保存運動の結果、一部が指定された福市遺跡、青木遺跡と開発そのものを中止して弥生時代の集落全体が保存された妻木晩田遺跡（米子市・大山町）があります。また、伯耆古代の丘として史跡整備された向山古墳群、上淀廃寺跡、近世以降の米子の発展の契機ともなった米子城跡があります。最も新しい時代の史跡として、江戸時代末期の淀江台場跡が県内他市町の6件とともに鳥取藩台場跡として指定されています。

市指定としては弥生時代の目久美遺跡、古墳時代の陰田1号墳、石州府1号墳、中世の尾高城跡、近世の清洞寺跡、中村一忠墓地、荒尾家墓所と多彩です。近代遺跡の指定としては旧海軍美保航空隊飛行機用掩体が戦跡として県内で初めて指定されました。

## ② 名勝地（名勝）

国・県・市指定各1件があります。名勝庭園としては、国指定の深田氏庭園、県指定の心光寺庭園があります。一方、錦海八景など景観に関わる名勝として市指定の栗嶋があります。

## ③ 動物・植物（天然記念物）

国指定天然記念物はありませんが、県指定1、市指定3件があります。

### ア) 動物

動物の生息地指定はありませんが、日野川水系の河川上流部の生息地から流されてきたと考えられる特別天然記念物オオサンショウウオの発見例が多くなっています。また、ラムサール条約湿地である中海には水鳥公園を中心に国指定天然記念物マガン、ヒシクイなどの渡来が認められます。さらに日本産としては絶滅した特別天然記念物コウノトリが兵庫県豊岡市で飼育・放鳥され、個体の飛来が確認されています。

### イ) 植物

県指定の天然記念物としては栗嶋神社社叢があり、市指定名勝栗嶋と重複指定されています。市指定天然記念物としては和田御崎神社元宮社叢、青木神社社叢、米子城築城に伴い植樹された潮止め松があります。

指定等文化財数一覧表

令和5年6月末現在

類 型	有形文化財									無形文化財	民俗文化財		記念物		
	建造物	美術工芸品									有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡(史跡)	名勝地(名勝)	動物、植物、地質鉱物(天然記念物)
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	工芸及び古文書	考古資料	歴史資料						
国指定	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	7	1	0
県指定	1	1	2	2	0	3	0	3	1	2	1	2	0	1	1
市指定	2	2	2	2	0	1	1	2	6	1	2	3	8	1	3
国登録	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	3	4	5	0	4	1	6	7	3	3	5	15	3	4

類型	文化的景観	伝統的建造物群	合計	記録選択
国指定等	0	0	11	2
県指定等	0	0	20	1
市指定	—	—	36	—
国登録	—	—	17	—
合計	0	0	84	3

## 2 未指定文化財の概要

本市では、新修米子市史及び新鳥取県史編さんに伴う調査や県の各種調査で未指定文化財の調査が行われていますが、歴史文化遺産全体の総合的な調査は行われていません。一方、米子の宝88事業を通して未指定の文化財が多く存在することが知られています。これらに加えて公民館単位での地域調査の取組みなどをもとに、現状で地区ごとに把握できた米子の未指定文化財2,821件を米子市歴史文化遺産集計表にまとめました。文化財の区分で見ると、建造物233件、美術工芸品255件、無形文化財1件、有形の民俗文化財259件、無形の民俗文化財145件、遺跡221件、名勝31件、動物・植物・地質鉱物28件、伝統的建造物群3件、文化的景観2件、埋蔵文化財1,643件となります。

### (1) 有形文化財（建造物・美術工芸品）

近世及び近代の建造物（町家・西洋建築・寺社）は、調査が進んでいる旧城下町である中心市街地に集中しています。また、南部・箕蚊屋・淀江の田園地帯には茅葺民家が少数ながら残っています。美術工芸品については、現時点では、就将地区にある山陰歴史館（書跡・典籍、歴史資料、古文書）・美術館（絵画、彫刻、工芸品）・図書館（古文書）に収蔵・保管されています。一方、考古資料は五千石地区にある埋蔵文化財センターに一括して保管されています。また、鉄道の町・米子を象徴する鉄道関係の歴史文化遺産（建造物・歴史資料）が充実していることも特記されます。

### (2) 無形文化財

指定文化財以外の把握はできていません。

### (3) 民俗文化財（有形・無形）

指定文化財以外の把握は十分できていませんが、弓浜半島のトンド、南部のセントロマントロなど特色ある行事が行われています。また、信仰関係の有形の民俗文化財としては、地蔵信仰が盛んな加茂川周辺地域では地蔵が祀られ、8月の地蔵盆も盛大に行われています。また淀江地区にはサイノカミが各集落に祀られ、信仰を集めています。また、生活文化に関わる歴史文化遺産として、食文化や伝承・民話・歌謡・方言などがあります。弓ヶ浜半島で広く親しまれている郷土料理として「イタダキ（通称ノノコ飯）」などがあります。方言では全国的には「雲伯方言」と呼ばれる、いわゆる「出雲弁」が米子市域にも広がっており、「だんだん（ありがとう）」、「がいな（大きな）」などが特徴的な方言として知られています。

### (4) 記念物（遺跡、名勝地、地質鉱物・動物・植物）

遺跡（史跡）としては中心市街地に旧城下町を構成する出雲街道と中筋から派生する路地を当地方では「小路」と呼び、懐かしい佇まいを見せています。また、米子は水にも恵まれ、旧城下町には宮水などの名水井戸が知られており、眞名井の



セントロマントロ



米子の小路

泉をはじめとする淀江の名水（名勝地）として広く親しまれています。弓ヶ浜半島の大篠津・崎津地区を中心に旧海軍美保航空隊関係の戦争遺跡が点在するのも当地域の近代史を語る貴重な歴史文化遺産と言えます。庭園については町家での調査が進み、寺院が集中する寺町がある義方地区が他より突出しています。植物（天然記念物）はかつての植生をとどめる社叢が神社とともに点在するほか、ラムサール条約湿地に登録されている中海は、我が国最大のガンカモ類の越冬地として知られています。

#### （5）文化的景観

弓ヶ浜半島の砂丘地開拓のため。江戸時代に開削された境港市までの約 20 kmにわたる農業用水路があります。

#### （6）伝統的建造物群

江戸、明治時代に米子が商人の町として発展したことを物語る加茂川、外堀（現在は埋め立てて道路）の水路沿いに建てられた商家の土蔵群で、多くの橋が架けられて独特の風景を形成しています。

#### （7）埋蔵文化財（遺跡・古墳）

埋蔵文化財は、ほぼすべての地区に所在しますが、古墳等は平野に面する丘陵地が広がる尚徳・成美地区などの南部地域、大高・県地区などの箕蚊屋地域、宇田川・大和地区などの淀江地域に集中して分布しています。このうち前方後円墳については、全国的な集成により旧米子市 24 基、旧淀江町 26 基が記録されており、旧淀江町域における分布の濃さが顕著です。一方、中心市街地には博労町遺跡などの集落遺跡が、沖積平野の低湿地・砂丘地に埋没していることが知られています。また、近世以降に開拓が進んだ弓浜地域には、埋蔵文化財包蔵地はほとんど見られません。



上ノ山古墳・石室（淀江地区）

### 3 関連する制度

地域の歴史的の魅力や特色を通して我が国の文化・伝統を物語るストーリーとして文化庁が認定する日本遺産としては、米子市・大山町・伯耆町・江府町にまたがる「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」が認定されており、市域では「大山道（尾高道）」「旧加茂川の地藏」「大山おこわと大山そば」が構成文化財となっています。

また、生活文化に関わる文化財のうち地域に特有の食文化としては、大山おこわ・大山そば以外にも、郷土料理「イタダキ（通称ノコ飯）」が文化庁の推進する「100年フード～明治・大正に生み出された食文化」に認定されています。



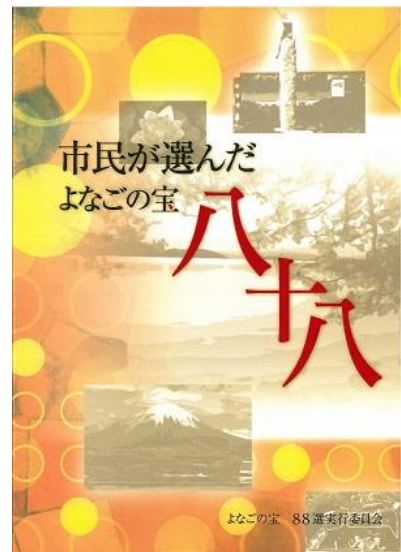
米子加茂川地藏さん巡り

さらに米子市独自の取り組みとして「よなごの宝88選」※の選定を行っています。よなごの宝88選は、本地域計画の前身である「伯耆の国よなご文化創造計画」の取り組みの一環として、狭義の文化財のジャンルにとらわれず、地域に埋もれている歴史文化遺産を市民自らが調査を行って掘り起こし、約400件に及ぶ基礎的な資料集成の中から地域の宝として代表的な「よなごの宝88選」を抽出したものです。

※88とは「米」の字を「八十八」に解体したもので、米子の地名の謂れとされているものです。



100年フード・イタダキ



市民が選んだよなごの宝八十八

米子市歴史文化遺産集計表(付公民館区別指定文化財等数)

地区(公民館)	歴 史 文 化 遺 産 分 類															指定等文化財
	公民館ごとの 数	公民館ごとの 広域(複数)	公民館単独	有形文化財 (建造物)	有形文化財 (美術工芸品)	無形文化財	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	記念物 (遺跡)	記念物 (名勝地)	記念物(動物・植物・地質植物)	伝統的建造物群	文化的景観	周知の埋蔵文化財包蔵地		
啓成公民館	62	8	54	13	8	0	6	0	17	1	0	0	0	9	3	
明道公民館	92	9	83	23	9	0	7	1	25	1	1	0	0	16	4	
就将公民館	314	11	303	20	66	0	15	3	25	3	3	0	0	168	16	
義方公民館	143	12	131	38	19	0	19	4	38	10	0	1	0	2	15	
車尾公民館	69	11	58	8	10	0	4	2	4	0	0	0	0	30	8	
福生東公民館	35	9	26	3	4	0	4	7	8	0	0	0	0	0	0	
福生西公民館	24	4	20	5	7	0	2	2	1	2	0	0	0	1	1	
福米東公民館	41	7	34	2	5	0	14	6	5	1	1	0	0	0	0	
福米西公民館	17	5	12	1	3	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	
住吉公民館	21	8	13	0	5	0	2	5	1	0	0	0	0	0	0	
加茂公民館	32	7	25	1	3	0	3	15	3	0	0	0	0	0	0	
河崎公民館	23	6	17	4	4	0	7	0	2	0	0	0	0	0	0	
彦名公民館	26	5	21	1	7	0	2	8	2	0	1	0	0	0	2	
夜見公民館	32	11	21	2	7	0	1	8	3	0	0	0	0	0	1	
富益公民館	33	12	21	4	4	0	5	6	2	0	0	0	0	0	1	
崎津公民館	32	10	22	5	1	0	3	10	2	0	0	0	0	1	1	
大榛津公民館	35	9	26	3	14	0	1	4	4	0	0	0	0	0	3	
和田公民館	26	10	16	3	4	1	5	0	2	0	1	0	0	0	1	
五千石公民館	123	7	116	5	6	0	9	1	7	0	1	0	0	87	5	
尚徳公民館	148	5	143	8	5	0	12	3	7	0	0	0	0	108	1	
永江公民館	50	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	1	
成美公民館	300	8	292	6	5	0	10	6	10	2	4	0	0	249	1	
巖公民館	42	8	34	12	4	0	8	4	2	0	1	0	0	3	0	
春日公民館	45	6	39	12	9	0	14	4	0	0	0	0	0	0	2	
大高公民館	192	5	187	12	12	0	23	1	1	0	1	0	0	137	4	
県公民館	297	6	291	9	9	0	13	3	5	1	4	0	0	247	3	
淀江公民館	82	9	73	11	8	0	23	6	12	1	0	1	0	11	5	
宇田川公民館	356	8	348	10	7	0	23	7	7	3	4	0	0	287	10	
大和公民館	293	9	284	11	9	0	15	5	5	1	1	0	0	237	1	
歴史文化遺産総数(単独)	2985	225	2760	232	254	1	255	124	200	26	23	2	0	1643	89	
広域(複数)	/	/	61	1	1	0	4	21	21	5	5	1	2	0	4	
歴史文化遺産 総計			2821	233	255	1	259	145	221	31	28	3	2	1643		

※「指定等文化財」

指定文化財89件のうち、複数公民館重複分「水管橋」11件2基:3公民館～明道・啓成・就将 「米子城跡」11件5基:2公民館～就将(山陰歴史館)、義方 「宇代官碑」11件4基:4公民館(夜見、富益、崎津、和田)  
 広域:4件～「弓浜耕」(県指定無形)、「出雲・伯耆の荒神祭」(国選択無形民俗)、「弓浜半島及び近隣地域のトンド」(県無形民俗)、「弓浜半島のトンド」(県選択無形民俗)  
 記録選択のうち、「上淀の八朔綱引き(国選択無形民俗)」は、集計除外(「上淀の八朔行事(市指定)」と重複しているため)、宇田川公民館1件

※「山陰歴史館収蔵資料」

山陰歴史館収蔵資料約22,000点は、就将地区に該当するが、指定文化財等を除いて本表には計上していない。